

2024 年 12 月

フェアコンサルティンググループは、世界 19 国/地域・34 のグローバル拠点を、提携ではなくフェアコンサルティングの直営拠点として展開しています。そのうち、東南アジア・インド・オセアニア各国の情報を本ニュースレターにてお届けします。現地の情報収集目的などにご活用ください。

今月の掲載国は、以下のとおりです。（五十音順。国名をクリックすれば該当ページへ飛びます。）

[インド](#)、[インドネシア](#)、[オーストラリア](#)、[シンガポール](#)、[タイ](#)、[ニュージーランド](#)、[フィリピン](#)、[ベトナム](#)、[マレーシア](#)



インド

インド政府、北東 3 州への外国人の入境を制限

● 北東インドとは

北東インドは細長いシリグリ回廊を超えた先にある 7 つの州の総称で、セブンシスターズの愛称でも呼ばれているエリアです。7 つの州、アッサム州・トリプラ州・メガラヤ州・マニプール州・ナガランド州・ミゾラム州・アルナーチャルプラデシュ州の 7 州にシッキム州を加える場合もあります。イギリス統治時代に英領インドに組み込まれた地域も多く、普通イメージされるインドと違い住民は日本人や東南アジア人に近い見た目をしており、言語も食文化も大きく異なります。その様な背景からインド共和国建国以来、長きに渡って独立闘争が行われ治安の不安定なエリアでもありました。近年は治安も安定してきた事から観光業にも力を入れており、一部の州では空港到着時に許可証を申請すれば旅行が出来るようになっていました。また人材の不足に悩む日本企業の間でも徐々に北東インド人材に関心が高まり、多くの注目を寄せているエリアでもあります。

● インド政府 14 年ぶりに北東 3 州の入境制限

日本でも一部ニュース等で報じられましたが、2023 年にはマニプール州で多数派部族が優遇政策を求めた事により少数派部族との間で暴動が起き多数の死者が出る事態となりました。また国境を接するバングラデシュやミャンマーでの政変により、避難民の越境也多発しています。その様な事情も重なりインド内務省は「近隣諸国からの流入により治安上の懸念が高まっている」とし、外国人の移動を監視を目的に、これまで観光促進の為に与えられていた緩和措置を撤回しマニプール州・ナガランド州・ミゾラム州の 3 州に対して保護地域規制（PAR）を再施行しました。この措置は 14 年ぶりとなり東部 3 州を訪れる外国人は、政府から事前の許可と特別許可を得る必要があります。またマニプール州では昨年の暴動のまだ完全な解決には至っておらず引き続き州政府や警察による警戒が続いております。

ここ最近日本でも、人材不足に悩む介護業界等が北東インドの人材に関心を寄せており、

今後日本人による同地域への訪問も加速すると思われておりました。ただ 14 年ぶりにこの措置が施行された為、再度警戒を払う必要があると思われます。同州への訪問を検討している企業様は、引き続き最新の情報を収集される事をお勧め致します。

以上

Fair Consulting India Pvt. Ltd.

Unit No.138, 139 & 140 , 1st Floor, JMD Mega Polis, Sector 48, Sohna Road, Gurgaon,
Haryana 122-002 INDIA

Tel : +91 124 410 2637

岩瀬 雄一（日本国公認会計士） y.iwase@faircongrp.com

森田 浩資 ko.morita@faircongrp.com

 インドネシア**1. 経済法令****インドネシア憲法裁判所の決定第 168/PUU-XII/2023 号を受けての最低賃金に関する規定**

憲法裁判所の決定第 168/PUU-XII/2023 号を受け、政府は 2025 年全国最低賃金を定める 2024 年規則第 16 号を発行した。この規則は 2024 年 12 月 4 日に施行され、最低賃金を 6.5%引き上げることで、企業競争力の維持と労働者購買力の向上を目指す。

州最低賃金（UMP）は知事が決定し、市・県最低賃金（UMK）は UMP を上回ることが義務付けられる。賃金調整は経済成長、インフレ、地域労働力の貢献を基に決定される。

UMK は、各地域ごとに 12 月 18 日から順次発表される。

以下は 2025 年の公式 UMP となります。

州別	最低賃金		
	2024 年	上昇率	2025 年
ジャカルタ	Rp5,067,381	6.50%	Rp5,396,761
バプア	Rp4,024,270	6.50%	Rp4,285,848
中部バプア	Rp4,024,270	6.50%	Rp4,285,848
山岳バプア	Rp4,024,270	6.50%	Rp4,285,848
南バプア	Rp4,024,270	6.50%	Rp4,285,848
パンカ・プリトゥン	Rp3,640,000	6.50%	Rp3,876,600
北スラウェシ	Rp3,545,000	6.50%	Rp3,775,425
アチ	Rp3,460,672	6.50%	Rp3,685,616
南スマトラ	Rp3,456,874	6.50%	Rp3,681,571
リアウ諸島	Rp3,402,492	6.50%	Rp3,623,654

州別	最低賃金		
	2024 年	上昇率	2025 年
ジャンビ	Rp3,037,121	6.50%	Rp3,234,534
ゴロンタロ	Rp3,025,100	6.50%	Rp3,221,732
マルク	Rp2,949,953	6.50%	Rp3,141,700
西スラウェシ	Rp2,914,958	6.50%	Rp3,104,430
南東スラウェシ	Rp2,885,964	6.50%	Rp3,073,552
バリ	Rp2,813,672	6.50%	Rp2,996,561
西スマトラ	Rp2,811,450	6.50%	Rp2,994,194
北スマトラ	Rp2,809,915	6.50%	Rp2,992,559
中部スラウェシ	Rp2,736,698	6.50%	Rp2,914,583
バンテン	Rp2,727,812	6.50%	Rp2,905,120

南スラウェシ	Rp3,400,000	6.50%	Rp3,621,000	ランブン	Rp2,716,496	6.50%	Rp2,893,068
西ババア	Rp3,393,000	6.50%	Rp3,613,545	西カリマンタン	Rp2,702,616	6.50%	Rp2,878,286
南西ババア	Rp3,393,000	6.50%	Rp3,613,545	ベンクル	Rp2,507,079	6.50%	Rp2,670,039
北カリマンタン	Rp3,361,653	6.50%	Rp3,580,160	西ヌサテンガラ	Rp2,444,067	6.50%	Rp2,602,931
東カリマンタン	Rp3,360,858	6.50%	Rp3,579,314	東ヌサ・テンガラ	Rp2,186,826	6.50%	Rp2,328,970
リアウ	Rp3,294,625	6.50%	Rp3,508,776	東ジャワ	Rp2,165,244	6.50%	Rp2,305,985
南カリマンタン	Rp3,282,812	6.50%	Rp3,496,195	ジョグジャカルタ	Rp2,125,898	6.50%	Rp2,264,081
中部カリマンタン	Rp3,261,616	6.50%	Rp3,473,621	西ジャワ	Rp2,057,495	6.50%	Rp2,191,232
北マルク	Rp3,200,000	6.50%	Rp3,408,000	中部ジャワ	Rp2,036,947	6.50%	Rp2,169,349

2. 経済・社会ニュース

【ADB の見通し：インドネシア経済成長率は 5.0%を維持】

アジア開発銀行（ADB）は、2024 年から 2025 年にかけてインドネシアの経済成長率を一貫して 5.0%と予測している。この見通しは、最新の「アジア開発見通し（ADO）2024 年 12 月版」に基づくもので、2024 年 9 月時点の予測から変更はない。ADB は、家計消費の堅調さや公共インフラ支出、投資の改善を成長の主因としつつ、輸入増加による純輸出の寄与は限定的とみている。また、2024 年第 4 四半期の地方選挙や政策金利の引き下げが、成長の下支えになると予測している。

【付加価値税 12%引き上げ延期と高級品リストの決定状況】

経済調整省によると、12%の付加価値税（VAT）の対象は奢侈品に限定される見通しであり、そのリストは財務省が決定する予定である。ただし、現時点ではこれを裏付ける正式な財務省規定（PMK）はまだ発行されておらず、高級品リストの公表時期についても明確にされていない。なお、奢侈品に関する最終的な決定権は財務省租税総局（DGT）に属している。

【スカルノ・ハッタ空港鉄道、LRT 接続でアクセス向上へ】

現在、運輸省はジャボデベック（軽量軌道交通）LRT とエアポートレインを統合するための接続可能な地点の調査を進めているが、具体的な実現時期は未定である。現状では、エアポートレインはジャボデベック KRL に接続しているものの、その運行範囲はマンガライ駅、スティルマン・バル（BNI シティ）駅、ドゥリ駅、ラワ・ブアヤ駅、バトゥ・セペル駅に限定されている。

以上

PT FAIR CONSULTING INDONESIA

16th Floor MidPlaza 1 Jl. Jend Sudirman Kav 10-11 Jakarta 10220 Indonesia

TEL : +62 21 570 6215

加藤 寛 (日本国公認会計士) hi.kato@faircongrp.com

Pahala Alexandra Lumbantoruan (Alex, コンサルタント) alexandra@faircongrp.com



YouTube で動画公開しています。

<https://youtu.be/ZnNuGrKXb4U>

<https://youtu.be/cIMdKIoIMSI>



オーストラリア

1. 最近の出来事総集編 (2024 年 11 月 22 日~12 月 13 日)

- 11 月 22 日号 : メルボルンの街はクリスマスモードになり、今日は 30 度越えと、真夏のサンタクロースに向け賑わっています。また、先日お伝えしました 16 歳未満の子供のソーシャルメディアの禁止は世界中で話題にあがっていますが、オーストラリア国内では、当該法律の違反事業者には AUD50m の罰則が科せられる法案が提出されています。

今週はオーストラリアの人口推移についてです。2024 年 3 月時点でオーストラリアの国全体の人口は約 2,700 万人となっており、直近 20 年間で各州及び全体の人口推移及び増加率を見てみると次のようになっていました。黄色のハイライトしている部分は前年比 2%以上増加しているところです。

年度/主要都市	NSW シドニー		VIC メルボルン		QLD ブリスベン		SA アデレード		WA パース		TAS ホバート		NT ダーウィン		ACT キャンベラ		Total	
	(千人)	増加率	(千人)	増加率	(千人)	増加率	(千人)	増加率	(千人)	増加率	(千人)	増加率	(千人)	増加率	(千人)	増加率	(千人)	増加率
Mar-2005	6,686		4,978		3,897		1,537		2,005		486		205		331		20,127	
Mar-2006	6,736	0.7%	5,048	1.4%	3,988	2.3%	1,550	0.9%	2,042	1.9%	489	0.7%	208	1.7%	334	1.0%	20,398	1.3%
Mar-2007	6,815	1.2%	5,134	1.7%	4,085	2.4%	1,567	1.1%	2,094	2.5%	493	0.7%	212	1.9%	341	1.9%	20,743	1.7%
Mar-2008	6,920	1.5%	5,233	1.9%	4,191	2.6%	1,584	1.1%	2,156	3.0%	498	1.0%	218	2.6%	346	1.7%	21,149	2.0%
Mar-2009	7,032	1.6%	5,348	2.2%	4,306	2.7%	1,604	1.2%	2,228	3.4%	503	1.2%	224	2.8%	353	2.0%	21,602	2.1%
Mar-2010	7,128	1.4%	5,445	1.8%	4,388	1.9%	1,624	1.2%	2,279	2.3%	508	0.9%	229	2.1%	360	2.0%	21,964	1.7%
Mar-2011	7,205	1.1%	5,520	1.4%	4,458	1.6%	1,637	0.8%	2,338	2.6%	511	0.6%	230	0.7%	367	1.8%	22,269	1.4%
Mar-2012	7,285	1.1%	5,625	1.9%	4,546	2.0%	1,653	1.0%	2,408	3.0%	512	0.1%	234	1.8%	375	2.2%	22,641	1.7%
Mar-2013	7,383	1.3%	5,745	2.1%	4,634	2.0%	1,668	0.9%	2,475	2.8%	512	0.0%	240	2.5%	382	1.9%	23,043	1.8%
Mar-2014	7,488	1.4%	5,870	2.2%	4,705	1.5%	1,684	0.9%	2,513	1.5%	514	0.3%	243	1.1%	388	1.6%	23,406	1.6%
Mar-2015	7,596	1.4%	5,995	2.1%	4,764	1.3%	1,698	0.9%	2,537	1.0%	515	0.2%	243	0.1%	394	1.6%	23,746	1.5%
Mar-2016	7,707	1.5%	6,139	2.4%	4,827	1.3%	1,710	0.7%	2,555	0.7%	517	0.4%	245	0.6%	402	1.8%	24,103	1.5%
Mar-2017	7,833	1.6%	6,279	2.3%	4,906	1.7%	1,725	0.9%	2,579	1.0%	525	1.5%	246	0.7%	413	2.8%	24,511	1.7%
Mar-2018	7,935	1.3%	6,399	1.9%	4,986	1.6%	1,742	1.0%	2,610	1.2%	535	1.9%	247	0.2%	424	2.6%	24,882	1.5%
Mar-2019	8,033	1.2%	6,519	1.9%	5,070	1.7%	1,763	1.2%	2,650	1.5%	546	2.1%	246	-0.3%	434	2.4%	25,265	1.5%
Mar-2020	8,112	1.0%	6,617	1.5%	5,154	1.7%	1,788	1.4%	2,706	2.1%	556	1.9%	247	0.4%	443	2.1%	25,628	1.4%
Mar-2021	8,093	-0.2%	6,555	-0.9%	5,200	0.9%	1,799	0.6%	2,739	1.2%	565	1.6%	248	0.5%	450	1.5%	25,653	0.1%
Mar-2022	8,138	0.6%	6,605	0.8%	5,294	1.8%	1,815	0.9%	2,777	1.4%	570	1.0%	250	0.5%	456	1.4%	25,910	1.0%
Mar-2023	8,302	2.0%	6,775	2.6%	5,426	2.5%	1,847	1.7%	2,863	3.1%	573	0.6%	252	1.1%	464	1.9%	26,507	2.3%
Mar-2024	8,470	2.0%	6,959	2.7%	5,560	2.5%	1,874	1.5%	2,952	3.1%	576	0.4%	254	0.8%	473	1.8%	27,122	2.3%



- 11月29日号：メルボルンではいよいよ12月になり無料のクリスマスイベントが様々開催されます。その中でもクリスマスコーラス（音楽祭）は各地域の公園で夜の19時位から開催され、馴染みのあるクリスマスソングをただで聞くことができます。

今週はコアラについてです。2024年3月時点で皆様、ご存じの通りオーストラリアと言えば、コアラがいます。直近、Australian Koala Foundationによるとコアラの個体数は約60,000頭となっており、年々減少傾向にあり、要因として山火事や交通事故などがあげられます。動物園では見られますが、VIC州、NSW州、QLD州、SA州では野生の野コアラが生息しています。

- 12月6日号：メルボルンにはNational Gallery of Victoria (NGV) という芸術の街、メルボルンにふさわしい美術館があり、12月15日からは日本人芸術家の草間彌生氏の展覧会が開催され、近隣の街路樹も水玉模様のシートで覆われるなど演出がされています。

今週はジャカランダについてです。ジャカランダは南米のアルゼンチンを原産とする世界三大花木の一つで、メルボルンやシドニー等でこの時期、紫色の綺麗な花が咲く木です。因みに世界三大花木は、①【ジャカランダ】、②【ホウオウボク 鳳凰木】、③【カエンボク 火炎木】です。日本ではあまり見たことはない南半球独特の木で、弊グループの拠点ではオーストラリア及びニュージーランドでは普通に見られます。

- 12月13日号：メルボルンの街を歩いているとTelstra（電話会社）の公衆電話を見かけます。この時期、この公衆電話から#464646をかけるとDial to Santaとなっており、Santaさんにつながりますので一度試してみてください。一方で注意喚起として、来週月曜日はメルボルンでは気温40度予想となっているのと、直近2週間位の間に6回程、小中学生を狙った拉致未遂が北部エリアで発生していますのでご注意ください。

今週は年末のATOの営業時間についてです。オーストラリアでは今年は多くの企業が2024年12月23日～2025年1月5日までクリスマス休暇に入ります。その中でオーストラリア国税庁

（Australia Taxation Office）ATOでは2024年12月24日から2025年1月1日までが休暇期間となり、新年は2025年1月2日から通常業務が開始されます。なお、この間システムのメンテナンスは予定されていないため、オンラインでのサービスは通常通りとなっています。

2. オーストラリア国税庁（ATO）年末年始の営業時間

年末年始は、オーストラリア国税庁（ATO）における一部のサービスが休止・変更となりますのでご注意ください。

- 2024年12月24日（火）正午～2025年1月2日（木）午前8時（現地時間）はATOオフィスや電話での通常サービスが休止されます。
- 上記期間中もオンラインでの申告・納税については利用可能となります。

※ 2024 年度の FCG オーストラリア ニュースレターのトピック一覧を記載しましたので、気になる記事がありましたらお気軽にお問い合わせください。別途お送りさせていただきます。

各号共通	最近の出来事総集編
2024 年 1 月号	オーストラリアにおける各種税務申告期限（2024 年）
2024 年 2 月号	2024 年度フリンジ・ベネフィット税（FBT）申告
2024 年 3 月号	Director ID 申請の徹底
2024 年 4 月号	－
2024 年 5 月号	－
2024 年 6 月号	－
2024 年 7 月号	2024-25 年度各種料率等の変更
2024 年 8 月号	オーストラリア過少資本税制の改正
2024 年 9 月号	2023-24 年度個人所得税申告
2024 年 10 月号	myGovID から myID への名称変更
2024 年 11 月号	クリスマスパーティー等におけるフリンジベネフィット税（FBT）の免除
2024 年 12 月号	オーストラリア国税庁（ATO）年末年始の営業時間

以上

Fair Consulting Australia Pty Ltd.

Level 31, 120 Collins Street, Melbourne VIC 3000 Australia

Tel : +61 3 9225 5013

讃岐 修治（豪州公認会計士）sh.sanuki@faircongrp.com

鳥居 裕司（日本国公認会計士/米国公認会計士/豪州・ニュージーランド国勅許会計士）

hi.torii@faircongrp.com

YouTube で動画公開しています

<https://youtu.be/7ORNm--fGSc>



 シンガポール

シンガポールにおける移転価格税制の文書化について

シンガポール内国歳入庁（IRAS）から公表されている移転価格税制のガイドラインについては、2024年6月14日に移転価格ガイドライン（第7版）が公表されており、移転価格の文書化要件等が一部見直されています。法人税の2024年度申告分の税務申告を完了され、一息つかれている方も多いかと思いますが、法人税の申告内容と関連して、移転価格の文書化が求められる場合がありますので、改めて解説させていただきます。

1. 移転価格税制における文書化の作成要件

関連当事者（グループ会社）間の取引について、独立企業間価格で行われていることを示すために、移転価格に関する文書を作成し、保管する必要があります。一定の条件を満たす場合には移転価格文書を作成する必要があり、一定の条件を満たしていない場合でも、移転価格リスクをより適切に管理するために、IRASは文書の作成を推奨しています。

項目	移転価格文書の要件
対象	次のいずれかの条件を満たす納税者 ・基準期間における取引または事業から得られる総収入が1,000万シンガポールドルを超える場合、または ・移転価格文書について、基準期間の前年度においても作成する必要があった場合
提出内容	シンガポールでの事業運営に関連するグループ会社（納税者が所属するグループ会社）の事業概要や、納税者の事業および関連当事者との取引に関する詳細な情報。（必要な情報には、納税者の事業および取引に関する機能分析や移転価格分析が含まれる。）
作成期限	対象取引が発生した年度の法人税申告書の申告期限（事業年度終了日の翌年11月末日）までに作成する。
提出義務	納税者は法人税申告書を提出する際に移転価格文書を一緒に提出する必要はない。ただし、IRASから移転価格文書の提出要請があった場合には、30日以内に移転価格文書を提出する必要がある。
文書化の更新頻度	移転価格文書の内容が正確かつ関連性がある限り、基本的に納税者は3年ごとに移転価格文書を更新し、一定の条件を満たす場合には、簡易移転価格文書を作成することができる。
文書保管義務	対象取引が行われた事業年度の終了から少なくとも5年間。

2. 移転価格の文書化が免除される取引

2024年6月14日に移転価格ガイドライン(第7版)が公表されており、移転価格の文書化が免除される要件が一部見直されています。主な変更点は①取引高別の文書化免除金額が、S\$ 1 MからS\$ 2 Mに引き上げられたこと、②シンガポール国内ローンで、借手・貸手共に金融業を業としない、かつIndicative marginが適用されている場合には文書化が免除されたことが挙げられます。

2024年に終了する事業年度まで	2025年に終了する事業年度以降
総収入がS\$10M以下、かつ前年度にて移転価格文書を作成していない場合で、 関連者間取引(関連者間ローンを除く)が国内取引であり、かつ、取引の両当事者に同じ法人税率が適用されている場合	(変更なし)
関連者間ローンが国内取引であり、かつ、貸手が資金の調達及び貸付を事業として行っていない場合	関連者間ローンが国内取引であり、貸手が資金の調達及び貸付を事業として行っていない、かつIndicative marginが適用されている場合(2025年1月1日以降開始のローンより適用)
関連者間ローン(S\$15M以下)に指針金利マージンが適用されている場合	(変更なし)
関連者間取引が移転価格ガイドラインに列挙されているルーティン(単純)な役務提供であり、かつ、その移転価格設定としてコストプラス5%マークアップが適用されている場合	(変更なし)
関連者間取引が事前確認(APA)の対象取引である場合	(変更なし)
関連者間取引の年間合計金額が、以下の一定の基準値を超えない場合 ・製品・商品購入/販売: 各S\$15M以下 ・貸付/借入: 各S\$15M以下 ・その他取引: 各S\$ 1 M以下	関連者間取引の年間合計金額が、以下の一定の基準値を超えない場合 ・製品・商品購入/販売: 各S\$15M以下 ・貸付/借入: 各S\$15M以下 ・その他取引: 各S\$ 2 M以下

3. 罰則規定

移転価格文書を行っておらず、納税者が以下の違反に該当した場合、10,000シンガポールドル以下の罰金が科せられる場合があります。

- ・ 移転価格文書を定められた時期または内容に従って作成しなかった場合
- ・ IRASの提出要請から30日以内に移転価格文書を提出しなかった場合
- ・ 移転価格文書を少なくとも5年間保存しなかった場合
- ・ 虚偽または誤解を招く文書を提出した場合

以上

Fair Consulting Singapore Pte. Ltd.

8 Temasek Boulevard #35-02A Suntec Tower Three, Singapore

TEL : + 65 6338 3180

道中 泰雄（日本国公認会計士/公認内部監査人）ya.michinaka@faircongrp.com

伊藤 潤哉（日本国公認会計士）ju.ito@faircongrp.com

YouTube で動画公開しています

<https://youtu.be/T3Jp3zIdM80>



タイ

源泉所得税の紙ベースでの申告廃止

タイはデジタル・タックス・エコシステムの完全活用を目指し、2024年12月3日付で歳入局通達451号を発行、2025年1月以降の下記源泉所得税の申告方法において、紙申告を原則廃止し、電子申告に移行することを発表しております。

対象となる源泉徴収税申告は下記の通りです。

- PND 1, 1 Kor（給与所得源泉税申告書）
- PND 2, 2 Kor（外国籍個人への経費支払に係る源泉税申告書）
- PND 3, 3 Kor（タイ国籍個人への経費支払に係る源泉税申告書）
- PND 53（タイ国籍法人への経費支払に係る源泉税申告書）

以前までは電子申告と紙ベース申告いずれかを選択可能でしたが、2024 年 1 月以降は給与所得源泉税申告書に限り紙申告を廃止、2025 年からはその他源泉税申告も紙申告を廃止し、原則電子申告のみとしております。

なお、2025 年以降に紙申告が必要な場合、納税者は必要理由を書面にて記載、歳入局に提出する必要があります。

歳入局通達 451 号

https://www.rd.go.th/fileadmin/user_upload/kormor/newlaw/dg451A.pdf

以上

Fair Consulting (Thailand) Co., Ltd.

18th Floor, 29 Bangkok Business Center, Soi Sukhumvit 63 (Ekkamai), Sukhumvit Road,
Klongton Nuae, Wattana, Bangkok, 10110 Thailand

Tel : + 66 2 726 9772

大谷 祐輔（日本国公認会計士）yu.otani@faircongrp.com

山本 有里子（コンサルタント）yu.yamamoto@faircongrp.com

中島 弘貴（日本国公認会計士）hi.nakajima@faircongrp.com



ニュージーランド

ニュージーランド税務当局年間スケジュール

A. ニュージーランド税務当局 年末年始スケジュール

ニュージーランド税務当局は 2024 年 12 月 24 日（火）14:00 から 2025 年 1 月 5 日（日）までの年末年始休暇期間中、税務当局職員の有人対応はできません。一方、セルフサービス電話（電話番号 ニュージーランド国内から 0800 257 777）および、IRD オンラインポータル（myIR）は上記の期間中も利用可能です。

B. 年末年始の個人所得税源泉税申告スケジュール

個人所得税源泉税申告（Employment Information）は通常、給与支給日から 2 営業以内に申告が必要です。当申告に対して、2024 年 12 月 25 日～2025 年 1 月 15 日は営業日にカウントされません。

（例）給与支給日 2024 年 12 月 23 日の場合の申告期日は 2025 年 1 月 17 日です。

給与支給日後の第 1 営業日 2024 年 12 月 24 日、第 2 営業日 2025 年 1 月 16 日とカウントします。

C. 2025 年 1 月～3 月 税務申告スケジュール

2025 年 1 月～3 月の期間中の主な税務申告スケジュールは以下のとおりです。

日付	対象者	内容
1 月 15 日	年間 NZD 500,000 以上の個人所得税源泉（PAYE）および Employer superannuation contribution tax (ESCT)を控除する雇用主	2024 年 12 月 16 日～31 日までの間に行われた控除の支払期日
	GST 登録事業者	2024 年 11 月（月次）、2024 年 10～11 月（隔月）、2024 年 6～11 月（半年）期の申告・支払期日
	予定納税対象者	GST 月次申告事業者、GST 隔月申告事業者、GST 登録なし、予定納税 Ratio オプション適用事業者の 2025 年度予定納税期日
1 月 20 日	年間 NZD 500,000 未満の個人所得税源泉（PAYE）および Employer superannuation contribution tax (ESCT)を控除する雇用主	2024 年 12 月 1 日～31 日までの間に行われた控除の支払期日
	年間 NZD 500,000 以上の個人所得税源泉（PAYE）および Employer superannuation contribution tax (ESCT)を控除する雇用主	2025 年 1 月 1 日～15 日までの間に行われた控除の支払期日
1 月 28 日	GST 登録事業者	2024 年 12 月（月次）、2024 年 11～12 月（隔月）、2024 年 7～12 月（半年）期の申告・支払期日
2 月 5 日	年間 NZD 500,000 以上の個人所得税源泉（PAYE）および Employer superannuation contribution tax (ESCT)を控除する雇用主	2025 年 1 月 16 日～31 日までの間に行われた控除の支払期日
2 月 7 日	タックスエージェントを使用しない個人または機関	2024 年度所得税支払期日
	タックスエージェントを使用しない個人または機関	2024 年度プリンジベネフィット税支払期日

2月20日	年間 NZD 500,000 未満の個人所得税源泉（PAYE）および Employer superannuation contribution tax (ESCT)を控除する雇用主	2025年1月1日～31日までの間に行われた控除の支払期日
	年間 NZD 500,000 以上の個人所得税源泉（PAYE）および Employer superannuation contribution tax (ESCT)を控除する雇用主	2025年2月1日～15日までの間に行われた控除の支払期日
2月28日	GST 登録事業者	2025年1月（月次）、2024年12月～2025年1月（隔月）、2024年8月～2025年1月（半年）期の申告・支払期日
	予定納税対象者	予定納税 Ratio オプション適用事業者の予定納税期日
3月5日	年間 NZD 500,000 以上の個人所得税源泉（PAYE）および Employer superannuation contribution tax (ESCT)を控除する雇用主	2025年2月16日～28日までの間に行われた控除の支払期日
3月20日	年間 NZD 500,000 未満の個人所得税源泉（PAYE）および Employer superannuation contribution tax (ESCT)を控除する雇用主	2025年2月1日～28日までの間に行われた控除の支払期日
	年間 NZD 500,000 以上の個人所得税源泉（PAYE）および Employer superannuation contribution tax (ESCT)を控除する雇用主	2025年3月1日～15日までの間に行われた控除の支払期日
3月28日	GST 登録事業者	2025年2月（月次）、2025年1～2月（隔月）、2024年9月～2025年2月（半年）期の申告・支払期日
3月31日	タックスエージェントを使用する個人または機関	2024年度所得税申告期日

以上

Fair Consulting New Zealand Limited

Level 33, 23-29 Albert Street, Auckland Central, Auckland 1010, New Zealand

Tel : +64 9 985 5614

藤原 裕美（豪州公認会計士） hi.fujiwara@faircongrp.com

YouTube で動画公開しています



<https://youtu.be/WVbWcktA6nU>

フィリピン

1. フィリピン入国管理局への年次報告

フィリピン入国管理局 (BI: Bureau of Immigration)は 2024 年 11 月 27 日に発表した 2025 Annual Report Advisory にて、フィリピン入国管理局への年次報告の概要を発表した。2025 年 1 月 1 日から 3 月 1 日の間に、全ての登録された外国人は BI への年次報告(Annual Report)の提出を行わなければならないとしている。年次報告は、指定された場所への出頭もしくはオンラインで行われる。

<主な要件>

1. オンライン登録フォームへの記入
2. ACR I カード、または紙ベースの ACR
3. パスポート（原本）
4. 前年度の年次報告料の支払いに対する Official receipt

2. 内国歳入庁のデジタルトランスフォーメーションに関するロードマップの発行

2024 年 11 月 15 日、内国歳入庁(BIR: Bureau of Internal Revenue)は Revenue Memorandum Order No.48-2024 を公表し、BIR におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)対応のロードマップを公表した。同ロードマップでは、DX 対応のための 4 つの柱(Pillar)と 8 つの要項(Program)を設定し、それぞれについて 2025 年から 2028 年にかけてどのように対応予定なのかが示されている。

同ロードマップで提示されている 4 つの柱は以下の通り。

Pillar 1: Strengthening the BIR Organization (組織の強化)

Pillar 2: Modernizing the Digital Backbone of BIR (デジタルバックボーンの近代化)

Pillar 3: Enhancing Policies, Governance and Standards (ガバナンス及び基準の強化)

Pillar 4: Elevating Taxpayer Experience and Innovating BIR Services (納税者体験の工場とサービスの革新)

詳細は同ロードマップを参照して頂きたいが、必ずしも当該ロードマップ通りに実務が進行するとも限らない点に注意が必要である。

3. 今回より、フィリピンライフをご紹介します！

本稿より新たな試みとして、新任駐在員の目線でフィリピンの暮らしをご紹介します。第 1 回目となる今回のテーマは「食」です。筆者はフィリピンの金融の中心地・マカティに暮らしておりますが、日本のように、新鮮な野菜やパック包装されたお肉を気軽に近所のスーパーで買う、ということをしづかしく感じております。そこで、11 月よりミールプランの利用を始めました。朝・間食・昼・間食・夜の合計 5 食分から選択することができ、筆者は昼・間食・夜の 3 食分をオーダーしています。合計 1,200kcal になるよう調整されており、栄養バランスも配慮されています。朝の 6 時にコンドミニアムまで 3 食分まとめてデリバリーされるため、買い物の手前が省けて大変便利です。様々な業者がありますので、マニラにお住まいの皆さんはぜひ利用されてはいかがでしょうか。

4. 11 月中に発表されている会計・税務等に関する主な内容

発行日	発行元	通達番号	内容
11 月 6 日	PhilHealth	Advisory No. 2024-0054	PhilHealth の会員は、Gcash アプリを通じて携帯電話で保険料を支払うことができるようになったと発表した。

以上

FAIR CONSULTING GROUP PHILIPPINES, INC.

Unit 2103, 21F, Philippine Axa Life Centre, 1286 Sen.Gil Puyat Ave. corner Tindalo St., Makati City, Metro Manila, Philippines 1200

TEL : +63 2 8832 5408

杉山 陽祐（米国公認会計士・米国税理士）yo.sugiyama@faircongrp.com

大久保 匠悟（日本公認会計士）sho.okubo@faircongrp.com

渡邊 悠 ha.watanabe@faircongrp.com

副嶋 香里 ka.soejima@faircongrp.com



YouTube で動画公開しています。

<https://youtu.be/vB2uUlhhLDo&t>

<https://youtu.be/iOKY7LNLIY8>

 ベトナム

個人所得税計算時のフリンジベネフィットの取扱い

1. はじめに

ベトナムでの個人所得税を計算する際には、対象者が受け取るフリンジベネフィットが課税対象所得に含まれるかどうかを確認することが重要です。万が一、本来課税対象であるべきフリンジベネフィットを誤って非課税として取り扱ってしまった場合、将来的な税務調査で指摘を受け、罰金や追徴課税が課せられる可能性があります。本稿では、条件付きで非課税として取り扱うことができるフリンジベネフィットの一部についてご紹介いたします。

2. 条件付き非課税フリンジベネフィット

以下のフリンジベネフィットは一定の条件を満たすことで、非課税として取り扱うことが可能です。

No.	ベネフィット内容	非課税となる条件
1	ベトナム赴任時の引越手当（1 回限り、駐在員及び家族の航空券代、交通費、荷物の運送料等）	社内規定または雇用契約書に会社が当該引越手当（駐在員及び家族の航空券代、交通費、荷物の運送料等）を負担する旨を明記すること
2	駐在員のビザ、労働許可書、在留カードの申請料金（健康診断料、申請料金、コンサルティング料を含む）	以下の条件を全て充足する場合非課税 ・社内規定または雇用契約書に会社が当該申請料金を負担する旨を明記すること ・会社の銀行口座から送金すること、又はご本人の立替で支払うこと（ただし、立替える旨を社内規定または労働契約書に明記すること） ・会社名義の領収書・インボイスが発行されること
3	年 1 回の私的な帰国時の往復航空券代 （本人のみ、出張を含まない）	以下の条件を全て充足する場合非課税 ・社内規定または雇用契約書に会社が当該往復航空券代を負担する旨を明記すること ・会社の銀行口座から送金すること、又はご本人の立替で支払うこと（ただし、立替える旨を社内規定または労働契約書に明記すること） ・会社名義のインボイスが発行されること

4	外国人従業員の子供のベトナムでの授業料（幼稚園から高校まで）	以下の条件を全て充足する場合非課税 ・社内規定または雇用契約書に会社が当該授業料を負担する旨を明記すること ・会社の銀行口座から学校へ授業料を送金すること ・会社名義の領収書・インボイスが発行されること
5	研修料金	会社の研修計画に基づくものであり、専門知識向上を図るための研修であること 専門知識や役職に関係ない研修の場合、以下の条件を全て充足する場合非課税 ・社内規定や雇用契約書に会社が研修料金を負担する旨を明記すること ・会社の研修計画があること
6	通勤用のレンタカー料	・社内規定または雇用契約書に会社が通勤手段を手配し、レンタカー料を負担する旨を明記すること ・会社名義のインボイスが発行されること
7	従業員に代わって雇用者が支払った掛け捨て型任意保険の保険料	社内規定または雇用契約書に会社が従業員に代わって掛け捨て型保険料*を支払うことを負担する旨を明記すること (*) 積立型保険の場合、社内規定や雇用契約書に会社が保険料を負担する旨を明記しても課税される
8	誕生日プレゼント代や子供の日の従業員の子供へのプレゼント代等	プレゼント代が組合経費から支払われていること

3. おわりに

本稿では、条件付きで非課税となるフリンジベネフィットの一部についてご紹介いたしました。福利厚生の実質やベネフィットの拡大を検討されている企業様も多いかと思いますが、フリンジベネフィットに関してはその課税対象の判断が複雑な場合もございます。フリンジベネフィットの課税対象についてご不明点がございましたら、最新の法令に精通した税務専門家にご相談されることをお勧めいたします。

以上

Fair Consulting Vietnam Joint Stock Company

■ Hanoi Office

3F, Leadvisors Place, 41A Ly Thai To Str., Hoan Kiem Dist., Hanoi, Vietnam

TEL : + 84 24 3974 4839

大西 智之 (日本国公認会計士) to.onishi@faircongrp.com

■ Ho Chi Minh Office

Unit 7, 8th Floor, Riverbank Place, 3C Ton Duc Thang St, Ben Nghe Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

TEL : + 84 28 3910 1480

葉山 暁彦 (日本国公認会計士) ak.hayama@faircongrp.com

YouTube で動画公開しています。

<https://youtu.be/zYl7wJYao7w>



マレーシア

1. マレーシアの確定申告

マレーシアでは毎年 4 月末までに前年の給与など個人の収入について、個人の所得税 (Individual Tax) の確定申告を行なう必要があります。なお、電子申告の場合、15 日間の猶予期間が設けられています。

2024 年度の確定申告シーズンが到来しますので、3 つのポイントをご説明します。

① 居住者判定

居住者か非居住者によって適用される税率が異なります。居住者の場合は 1%~30%までの累進税率が適用され、非居住者の場合は一律 30%の税率が適用されます。

以下のいずれかに該当する者が、マレーシアの居住者となります。

- 暦年 (1 月~12 月) で 182 日以上マレーシア国内に滞在する者
- その暦年での滞在期間は 182 日未満であるが、前年または翌年に関連して連続かつ継続的に 182 日以上滞在している場合
- その暦年で 90 日以上マレーシアに滞在し、かつ直前の 4 暦年のうち 3 暦年に 90 日以上マレーシアに滞在している、またはマレーシアの居住者である場合
- その暦年の直前の 3 暦年において、マレーシアの居住者である場合で、その暦年の翌年も居住者と認定される場合

② 給与所得の対象に含めるもの

会社から支給を受ける給与・賞与の他に、現物給付についても給与所得に該当しますので、税金計算に含める必要があります。現物給付の例として、会社が負担する家賃、車の貸与費用、通勤手当、マレーシアの税金、学校の授業料などがあります。

③ 所得控除

居住者に該当する場合、以下のような所得控除の適用を受けることができます。

所得控除の対象（2024 年課税年度） Tax relief (YA2024)	金額（RM） Amount
基礎控除（納税者本人） Personal relief (Tax payer)	9,000
配偶者（同居が条件）の扶養控除（配偶者が申告しない場合） ※配偶者が配偶者ビザを取得している場合に限る Spouse relief (only if spouse does not file a tax return and living together during the year with valid dependent pass)	4,000
子供の扶養控除（18 歳未満） Child relief for children under 18 years old	2,000(1 人につき) (Per 1 child)
子供の扶養控除（18 歳以上で大学などの高等教育を受けている場合のみ、日本の大学を含む） Child relief for children of 18 or above receiving a higher education like university or college, including universities in Japan)	8,000(1 人につき) (Per 1 child)
両親のマレーシアにおける医療費 Medical expenses for parents in Malaysia	Up to 8,000
納税者本人、配偶者及び子供の重い病気に係る医療費（癌、心臓発作、慢性肝疾患、脳腫瘍など）、不妊治療に係る費用（上限 R M10,000 まで）。 健康診断費用（最大 RM1,000）、ワクチン接種費用（最大 RM1,000）、病院での COVID-19 検査費用及び COVID-19 のセルフ検査キット購入費用、心療内	Up to RM10,000

科の受診費用、自閉症、ADHD、GDD、知的障害、ダウン症、学習障害を持つ児童にかかった費用（最大 RM4,000）も含む。 歯科検診等の費用（2024 年度から上限が RM10,000 へと変更） Medical expenses for taxpayer, spouse and children on serious diseases (e.g. Cancer, Heart Attack, Chronic Liver Disease, Brain Tumor and etc.) and fertility treatment including RM1,000 for vaccination expenses (max) and RM1,000 for medical examination expenses (max) which includes COVID-19 detection test or purchase of COVID-19 self-detection test kits and mental health examination. Early intervention for children with learning disabilities for Autism, Attention Deficit Hyperactivity Disorder (ADHD), Global Developmental Delay (GDD) Intellectual Disability, Down Syndrome and Specific Learning Disabilities limited to RM4,000. With effect from YA2024, The deduction limit for dental check-up expenses and other related costs has been increased to RM10,000.	
生命保険（日本の保険も可だが、英文証明書等の取得に時間を要する場合があるため注意が必要）または、自発的に払った EPF Payments for takaful or life insurance premiums (including Japanese Insurance) or additional voluntary contribution to EPF.	Up to 3,000
EPF（マレーシアの年金、法的に決まった額まで） Mandatory contributions to approved schemes or voluntary contributions to EPF (excluding private retirement schemes) or contributions under any written law.	UP to 4,000
教育及び医療保険（日本の保険も可だが、英文証明書等の取得に時間を要する場合があるため注意が必要） Educational endowment insurance, medical insurance (including Japanese Insurance)	Up to 3,000
ライフスタイル控除	Up to 2,500

- (i) 本、雑誌、新聞などのサブスクリプション/購入費用(マレーシアの法律で禁じられているものを除く)
- (ii) スポーツ器具の購入費用(例えばゴルフクラブやテニスラケットなど)
- (iii) コンピュータ、スマートフォン、タブレット購入費用 (ビジネス用途を除く)
- (iv) ブロードバンドインターネットの契約料 (本人名義に限る)
- (v) スポーツジムの会員費
- (vi) 電子新聞の定期購読費用
- (vii) 自己能力開発費用

Lifestyle relief includes the following scope:

- (i) Purchase of books, journals, magazines, printed daily newspapers and other similar publications (excluding banned publications);
- (ii) Purchase of sports equipment;
- (iii) Purchase of computer, smartphone or tablet;
- (iv) Subscription of broadband internet (Under own name); and
- (v) Gymnasium membership fee.
- (vi) Subscription for electronic newspapers.
- (vii) Self-development expenses

追加のライフスタイル控除

以下のスポーツ関連費用に対する追加控除

- (i) スポーツ活動のためのスポーツ器具購入費
- (ii) スポーツ施設の使用料、入場料
- (iii) スポーツ開発法に基づく承認を受けたスポーツ大会の登録料
- (iv) Sports Development Act 1997 に登録されたスポーツを運営する Sports Commissioner 等に登録された団体でのトレーニング費用

Up to 1,000

Additional relief limited to RM500 is given to a resident individual taxpayer for taxpayer's own use or for the use of the spouse or child for the following: (i) Cost of purchasing sports equipment for any sports activity as defined under the Sports Development Act 1997; (ii) Rental or entrance fees to any sports facilities; and (iii) Registration fees for any sports competitions where the organiser is approved and licensed by the Commissioner of Sports under the Sports Development Act 1997. (iv) Training expenses incurred under organizations registered with the Sports Commissioner or those managing sports under the Sports Development Act 1997.	
授乳器具(働く女性のみ 2 年間に 1 度控除可能、2 歳までの子供に限る) Purchase of breastfeeding equipment. This tax relief is applicable to working women with child aged up to 2 years and can be claimed once every two years.	Up to 1,000
チャイルドケアセンター及び幼稚園への授業料(6 歳までの子供に限る) Fees paid to childcare centres and kindergartens *For individual taxpayers who enrol their children up to 6 years of age, in childcare centres or kindergartens registered with the Department of Social Welfare or the Ministry of Education.	Up to 3,000
電気自動車 (EV) の充電スタンドに関する費用 (定額利用料、レンタル料等でビジネス用途を除く) Amount incurred for the payment of installation, rental, purchase including hire-purchase of equipment or subscription fees for use of EV charging facility.	Up to 2,500

以上

Fair Consulting Malaysia Sdn. Bhd.

Suite 2B-2-1, Level 2, Tower 2B, Plaza Sentral, Jalan Stesen Sentral 5,
50470 Kuala Lumpur, Malaysia

TEL : + 60 3 2742 7790

松本 健太朗 (日本国公認会計士) ke.matsumoto@faircongrp.com

池田 莉菜 (日本国公認会計士) ri.ikeda@faircongrp.com

石井 大輔 (日本国公認会計士) da.ishii@faircongrp.com



YouTube で動画公開しています。

<https://youtu.be/5aIfxofcfrU>

<https://youtu.be/jSdnxYrhBrE>

【本ニュースレターおよび、弊社サービス全般に関するお問い合わせ先】

株式会社フェアコンサルティング <https://www.faircongrp.com/>

〒104-0045 東京都中央区築地一丁目 12-22 コンビル 7 階

TEL : +81-3-3541-6863

Global RM 部 grm@faircongrp.com

YouTube チャンネルでも、情報発信しています。 チャンネル登録もお願いいたします。

<https://www.youtube.com/c/FairConsultingGroup>



新興国の会計業務で陥りやすいリスクとグローバルアウトソーシング

<https://youtu.be/Qs4ITYipokM>



欧米の会計業務で陥りやすいリスクとグローバルアウトソーシング

<https://youtu.be/aSu39tsMqVs>

「FCGニュースレター 東南アジア・インド・オセアニア」の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCGニュースレター東南アジア・インド・オセアニア」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCGニュースレター東南アジア・インド・オセアニア」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。